

内閣参質一二五第一二号

平成四年十二月二十二日

内閣総理大臣 宮澤喜一

参議院議長 原文兵衛殿

参議院議員西山登紀子君提出学童保育(児童クラブ)対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員西山登紀子君提出学童保育（児童クラブ）対策に関する質問に対する答弁書

一について

昼間、保護者のいない家庭の小学校低学年児童の放課後の育成・指導については、その必要性を認識し、昭和五十一年度から都市児童健全育成事業の一環として、このための地域の自主的な活動主体である児童育成クラブへの助成を行ってきたところであるが、女性の就労の増大等近年の児童を取り巻く環境の変化により、これらの児童に対する対策がますます重要となってきたことから、平成三年度からは、従来の対策を放課後児童対策事業として位置付け、対象を全市町村に拡大するとともに、指導職員一名の配置に要する費用も助成対象とするなど事業の充実を図ったところである。

二について

昼間、保護者のいない家庭の小学校低学年児童の放課後の育成・指導については、平成三年度から、従来の児童育成クラブ活動への助成を放課後児童対策事業として位置付け、事業の充実を図ったところであり、今後とも、本事業の推進により対応していくことが適切と考えている。

なお、平成四年度から、児童館の整備に当たって、当該児童館において放課後児童対策事業の助成対象となる活動が行われる場合には、これに必要な面積を国庫補助の対象とするなどしたところである。

三の1及び2について

放課後児童対策事業については、実情を勘案しつつ、助成対象クラブ数の増加等その充実に努めているところであり、今後とも、所要の措置を講じてまいりたい。